

令和5年度第1回

武蔵村山市行政評価委員会会議次第

日 時：令和5年9月1日（金）

午後2時から

場 所：中部地区会館403集会室

日 程	内 容
開 会	
報 告 事 項	令和5年度における行政評価の実施について
議 題 1	副委員長の互選について
議 題 2	事務事業の外部評価について
議 題 3	その他
閉 会	

1 行政評価委員会の所掌事務等

行政評価委員会は、本市が行う行政評価について、その公正性及び客観性を確保するとともに、市民感覚を取り入れた評価とするために設置される委員会であり、所掌事務は、外部評価に関する事、その他行政評価の実施に関して必要と認めることを審議し、その結果を市長に報告することである。

(資料一覧1ページ：「資料1」武蔵村山市行政評価委員会設置要綱」参照)

2 行政評価委員会の委員

行政評価委員会は、市長が委嘱する6人の委員をもって組織されており、委員の任期は、委嘱日である令和5年9月1日から令和7年3月31日までとなる。

(資料一覧3ページ：「資料2」武蔵村山市行政評価委員会委員名簿」参照)

3 行政評価の目的

(1) 市民の視点に立った成果志向の行政運営への転換

市民の生活感覚で事務事業を改めて点検し、より成果を重視した選択的行政執行へと行政運営の転換を図る。

(2) 透明性の高い行政運営の実現

P(計画)→D(実行)→C(評価)→A(改善)サイクルを確立の上、行政評価の結果を市民に公表し、透明性の高い行政運営を進める。

(3) 職員の意識改革

「何のために」、「誰のために」事業執行しているのかを自ら改めて点検することで、「市民に喜ばれる成果重視」へと意識の転換を図るとともに、使命感、意欲の高揚を図る。

(資料一覧4ページ：「資料3」武蔵村山市行政評価実施要綱」参照)

4 行政評価の対象

令和5年度の行政評価の対象は、武蔵村山市第五次長期総合計画の令和4年度の実施計画に登載された全ての事務事業（評価の実施が困難なものを除く。）、財政課による「補助金等の見直し状況等に関する調査」の結果を踏まえて、目的や効果の検証が必要と思われる補助事業及び所管課において行政評価委員会による外部評価の実施を希望する事務事業を対象とし、各所管による内部評価及び行政評価委員会による外部評価により評価を行うものとする。

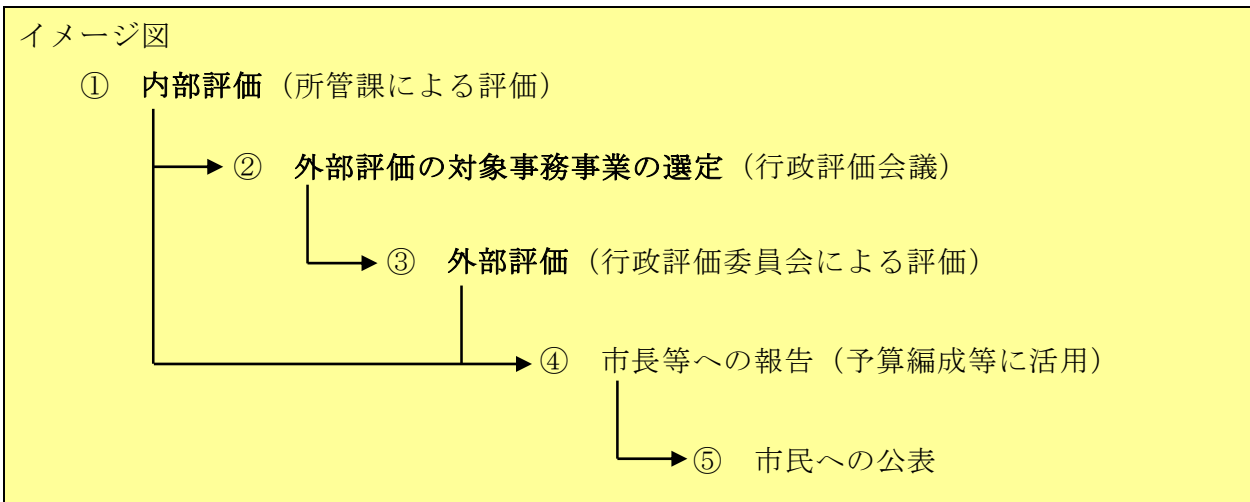
なお、行政評価委員会による外部評価は、内部評価を実施した事務事業のうち、行政評価会議が選定した18件の事務事業等を対象として実施するものとする。

(別添資料：「武蔵村山市第五次長期総合計画 ④実施計画」、資料一覧6ページ「資料4」令和5年度第1回行政評価会議会議録(要旨)」及び「令和5年度行政評価外部評価の対象事務事業」参照)

5 行政評価の流れ

所管課による内部評価の実施後、行政評価会議により外部評価の対象事務事業として選定されたものについて、行政評価委員会による外部評価を行うものとする。

また、行政評価の結果は、市政情報コーナー、緑が丘出張所、市民総合センター及び各図書館で閲覧に供するほか、市ホームページ等に掲載することで市民に公表する予定である。



6 行政評価委員会の会議の公開

本市では、市民等が参加される会議については、非公開情報に係る審議を除いて会議及び会議録の公開を行っており、当委員会の会議の公開については「武蔵村山市行政評価委員会の会議の公開に関する運営要領」に基づき対応している。

そのため、会議の傍聴の申込みがあった場合には、傍聴の許可を行うものである。

(資料一覧20ページ「資料5」武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針」及び資料一覧24ページ「資料6」武蔵村山市行政評価委員会の会議の公開に関する運営要領」参照)

議題 1 副委員長の互選について

このことについて、武蔵村山市行政評価委員会設置要綱第4条第3項の規定により、副委員長を委員の互選により選任する。

副委員長

(参考)

○武蔵村山市行政評価委員会設置要綱 - 抄 -

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、前条第1項第1号に掲げる者として委嘱された委員をもって充てる。

3 副委員長は、委員の互選により選任する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

議題 2 事務事業の外部評価について

武蔵村山市行政評価委員会設置要綱第2条の規定に基づき、行政評価会議により選定された事務事業等について、所管課による内部評価を踏まえて外部評価を行う。

外部評価は、所管課による内部評価を踏まえて外部評価調書により行うものとし、事務事業等の実施状況や実績などについて、行政評価委員会として視点別に評価するとともに、今後の方向性を含めた総合評価を行うものとする。

○ 外部評価調書（事務事業）

事務事業名					
所管部署					
視点別の評価	妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・市の関与は必要か ・市民のニーズに適合しているか ・市民との協働により事業を実施しているか 	<input type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない		
	有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止・休止とした場合の市民への影響 ・受益者負担は適切か ・施策への貢献度は適切か 	<input type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 適切でない		
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・民間委託等は可能か ・事業費の更なる削減は可能か ・類似事業等との統合は可能か 	<input type="checkbox"/> 効率的である <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない		
総合評価	今後の方向性	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小・見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止・終了			

○ 外部評価調書（補助金等）

事務事業名			
所管部署			
視点別の評価	公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・市の関与は必要か ・市民のニーズに適合しているか ・一般市民にも間接的な受益があるか 	<input type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない
	有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止・休止とした場合の市民への影響 ・補助基準は明確か ・補助金の交付により期待された効果が得られたか 	<input type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 適切でない
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・補助内容や補助額の見直しは可能か ・補助期間を設定しているか ・類似の補助金との統合は可能か 	<input type="checkbox"/> 効率的である <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない
総合評価	今後の方向性	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小・見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止・終了	

(参考)

○武蔵村山市行政評価委員会設置要綱 - 抄 -

(設置)

第1条 武蔵村山市が行う行政評価（以下「行政評価」という。）について、その公正性及び客観性を確保するとともに市民感覚を取り入れた評価とするため、武蔵村山市行政評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告する。

(1) 武蔵村山市行政評価実施要綱（令和4年武蔵村山市訓令（乙）第25号）第4条第1項第2号に規定する外部評価に関すること。

(2) その他行政評価の実施に関して必要と認めること。

○ 本日の審議対象（計3件）

No.	事務事業等	主管課	審議時間 (予定)	資料(※) ページ
1	D X 推進事業	デジタル推進課	午後2時30分 ～午後3時5分	P 1
1 4	「モノレールを呼ぼう！市民の会」交付金交付事業	交通企画・モノレール推進課	午後3時10分 ～午後3時45分	P 1 5
1 7	市立小・中学校健全育成推進奨励費補助事業	教育指導課	午後3時50分 ～午後4時25分	P 1 8

(※)「令和5年度行政評価 外部評価の対象事務事業」参照

議題3 その他

○次回以降の会議の開催日程

	日 時	場 所	評 価 対 象 事 案
第2回	令和5年9月26日(火) 午後2時から	301会議室 (市役所3階)	No.11 歯周疾患検診事業 No.12 公的病院等運営費補助事業 No.2 職員自主研究グループ補助事業
第3回	令和5年10月3日(火) 午後2時から	301会議室 (市役所3階)	No.9 生活困窮者及び被保護者就労準備支援等事業 No.18 総合型地域スポーツクラブ支援事業
第4回	令和5年10月10日(火) 午後2時から	301会議室 (市役所3階)	No.3 消防団員厚生事業交付金交付事業 No.5 国際交流推進事業 No.6 地域連携推進事業
第5回	令和5年10月17日(火) 午後2時から	301会議室 (市役所3階)	No.10 認知症施策推進事業 No.15 登下校路防犯カメラ設置事業 No.16 ICT教育支援員派遣事業
第6回	令和5年10月20日(金) 午後2時から	301会議室 (市役所3階)	No.4 姉妹都市宿泊施設利用者補助事業 No.13 保育従事職員宿舍借上支援事業
第7回	令和5年10月24日(火) 午前10時から	301会議室 (市役所3階)	No.7 武蔵村山地域ブランド創造活動事業 No.8 民間遊び場対策事業補助事業(遊び場用地の改善整備事業補助)
予備日	令和5年10月27日(金) 午後2時から	301会議室 (市役所3階)	

資料一覧

資料名		頁
資料 1	武蔵村山市行政評価委員会設置要綱	1
資料 2	武蔵村山市行政評価委員会委員名簿	3
資料 3	武蔵村山市行政評価実施要綱	4
資料 4	令和 5 年度第 1 回行政評価会議会議録（要旨）	6
資料 5	武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針	20
資料 6	武蔵村山市行政評価委員会の会議の公開に関する運営要領	24

○武蔵村山市行政評価委員会設置要綱

平成 28 年 5 月 31 日
武 蔵 村 山 市
訓 令 (乙) 第 1 4 7 号

(設置)

第 1 条 武蔵村山市が行う行政評価（以下「行政評価」という。）について、その公正性及び客観性を確保するとともに市民感覚を取り入れた評価とするため、武蔵村山市行政評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 武蔵村山市行政評価実施要綱（令和 4 年武蔵村山市訓令（乙）第 25 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する外部評価に関すること。
- (2) その他行政評価の実施に関して必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員 6 人をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1 人
 - (2) 企業経営分野等に関し識見を有する者 3 人
 - (3) 公募による市民 2 人
- 2 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長は、前条第 1 項第 1 号に掲げる委員をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の互選により選任する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 31 日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令（乙）第62号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日訓令（乙）第26号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日訓令（乙）第60号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

武蔵村山市行政評価委員会委員名簿

(令和5年9月1日委嘱)

氏名	選出区分	任期	備考
坂野達郎	学識経験者	令和5年9月1日から 令和7年3月31日まで	
清本浩介	企業経営分野等に関し識見 を有する者	同上	
栗原誠	企業経営分野等に関し識見 を有する者	同上	
清恒夫	企業経営分野等に関し識見 を有する者	同上	
池田眞知子	公募による市民	同上	
矢口愛	公募による市民	同上	

(選出区分ごとに五十音順(敬称略))

資料3

○武蔵村山市行政評価実施要綱

令和4年3月29日
武蔵村山市
訓令（乙）第25号

（目的）

第1条 この要綱は、武蔵村山市（以下「市」という。）の行政評価の実施に関し必要な事項を定めることにより、行政評価の結果を市政に適切に反映させ、市民の視点に立った効果的かつ効率的な市政を推進するとともに、市政について市民に説明する責務を全うすることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価 市が実施した事務事業について、その効果等の分析及び検証を行い、総合的に評価することをいう。
- (2) 事務事業 施策を実現するための手段として、個別の予算及び人員から構成される行政活動の基本的な単位をいう。
- (3) 実施計画 施策を計画的に実施するために、特に重点的かつ優先的に進めていくべき事務事業を記載し、毎年度策定される計画をいう。

（行政評価の対象）

第3条 行政評価の対象は、前年度の実施計画に記載された全ての事務事業（評価の実施が困難なものを除く。）その他市長が必要と認める事務事業（以下「対象事務事業」という。）とする。

（行政評価の種類等）

第4条 行政評価は、毎年度、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 内部評価 対象事務事業を所管する部課等が、当該対象事務事業について行う妥当性、有効性などの分析及び検証とこれに伴う評価とする。
 - (2) 外部評価 武蔵村山市行政評価委員会が、行政評価の客観性及び透明性を確保するため、武蔵村山市行政評価会議（次条第1項を除き、以下「行政評価会議」という。）が必要と認める対象事務事業について、内部評価の結果を踏まえて行う評価とする。
- 2 企画財政部長は、行政評価の実施に関し、対象事務事業を所管する部の長に対し、必要な調整及び助言を行うことができる。

（行政評価会議の設置）

第5条 前条第1項第2号の外部評価を実施する対象事務事業の選定を行うため、武蔵村山市行政評価会議を置く。

- 2 行政評価会議は、副市長主宰の下に、企画財政部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、環境部長、健康福祉部長、子ども家庭部長、都市整備部長及び教育部長をもって組織する。

3 副市長に事故があるとき、又は副市長が欠けたときは、企画財政部長がその職務を代理する。

4 この要綱に定めるもののほか、行政評価会議の運営に関し必要な事項は、副市長が行政評価会議に諮って定める。

(選定結果の市長への報告等)

第6条 行政評価会議は、前条第1項の規定により外部評価を実施する対象事務事業の選定を行ったときは、その結果を市長に報告するとともに、対象事務事業を所管する部の長及び企画財政部長に通知するものとする。

(評価結果の活用)

第7条 市長は、行政評価の結果（内部評価のみの結果を含む。以下同じ。）を予算編成上の資料として活用する。

2 対象事務事業を所管する部の長は、行政評価の結果により対象事務事業の見直しが必要とされた場合は、適宜、必要な措置を講じなければならない。

(評価結果の公表)

第8条 市長は、行政評価の結果を市民に公表するものとする。

(庶務)

第9条 行政評価の庶務は、企画財政部企画政策課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項（第5条第4項及び第7条第2項に規定する事項を除く。）は、企画財政部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日訓令（乙）第41号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

資料4

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和5年度第1回武蔵村山市行政評価会議
開 催 日 時	令和5年6月28日(水)午後1時58分から午後3時49分まで
開 催 場 所	301会議室
欠 席 者	出席者：副市長、企画財政部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、環境部長、子ども家庭部長、都市整備部長、教育部長 欠席者：健康福祉部長 事務局：企画政策課長、企画政策課行政管理係長、行政管理係主任
報 告 事 項	令和5年度における行政評価の実施について
議 題	1 外部評価対象事務事業の選定について 2 行政評価の結果等を踏まえた事務事業等の見直し状況について 3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1 外部評価の対象事務事業について、事務局案を一部修正して18事業を選定した。 議題2 行政評価の結果等を踏まえた事務事業等の見直し状況について、事務局案のとおり7事業を行政評価委員会に報告することとした。 議題3 特になし。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印=構成員 ●印=事務局	報告事項 令和5年度における行政評価の実施について ● それでは、報告事項「令和5年度における行政評価の実施について」説明する。 初めに、「令和4年度に行った制度見直しの主な内容」についてであるが、より効果的に行政評価を実施するため、行政評価制度の抜本的な見直しを行い、令和4年度から大きく2点について評価方法を変更している。 まず、1点目が行政評価の対象とする事務事業の選定についてである。 評価の対象については、これまで行政評価会議において選定していたが、評価対象事務事業の拡大を図り、①長期総合計画の実施計画に登載されている全ての事務事業と、②行政評価委員会に諮り、外部の意見を今後の見直し等の参考にしたいと考える事務事業などへと変更している。 続いて、2点目が評価方法についてである。 評価方法については、これまでは、所管課による一次評価及び行政評価会議での二次評価を行い、必要に応じて学識経験者等で構成する行政評価委員会からの意見聴取を実施していたが、事務事業評価の対象の拡大に伴い、施策評価及び行政評価会議による二次評価を廃止し、各所管による内部評価及び行政評価委員会による外部評価により評価を行うこととした。

なお、外部評価に関しては、内部評価を実施した全ての事務事業ではなく、内部評価を実施した事業のうち、行政評価会議が外部評価を実施すべきと決定した事務事業を対象として実施することとする。

次に、行政評価の目的についてである。

令和5年度の行政評価については、(1)市民の視点に立った成果志向の行政運営への転換、(2)透明性の高い行政運営の実現、(3)職員の意識改革の3点を目標として実施する。

次に、行政評価の対象についてである。

冒頭に説明したとおり、行政評価の対象については、まず1点目は、④実施計画に登載された事務事業等である。実施計画の「年度別内訳」の「令和4年度」の欄が「実施」、「検討」などの記載がなく、空欄となっているものは対象外とする。今回は166事業が対象となっている。

2点目は、財政課による「補助金等の見直し状況等に関する調査」の結果を踏まえて、目的や効果の検証が必要と思われる補助事業で、11事業が対象となっている。

3点目は、所管課において行政評価委員会による外部評価の実施を希望する事務事業等である。なお、今回、所管課から実施の希望はなかった。

なお、1点目及び2点目について、事務事業ごとの「今後の方向性」について別添の「参考資料1」及び「参考資料2」にまとめるとともに、所管課から提出された個別の評価調書について「参考資料3」として掲載しているので参照されたい。

次に、行政評価の流れについてである。まず、所管課による内部評価を行った後、本会議において、外部評価の対象事務事業の選定を行い、それについて学識経験者等の外部委員で構成する行政評価委員会による外部評価を実施することとしている。

なお、外部評価の実施に当たって、これまでと同様に所管課長から行政評価委員会に説明することとしている。また、内部評価のみを実施したものを含む全ての評価結果について、市長にその結果を報告し、市民への公表を行う。

最後に、根拠規定として、会議次第の7ページから11ページにかけて武蔵村山市行政評価実施要綱及び武蔵村山市行政評価委員会設置要綱を参考に記載しているので参照されたい。

【質疑・意見等】

- 特になし。

議題1 外部評価対象事務事業の選定について

- まず、外部評価の対象事務事業等の選定基準(案)について説明する。「対象事務事業等の選定基準(案)」については、(1)行政評価会議による二次評価を実施していないもの、(2)行政評価委員会による意見聴取や外部評価を実施していないもの、(3)行政評価を実施して3年以上経過しているものの、三つのうちいずれかに該当し、かつ、現状の実績や課題を踏まえて目的や効果の検証が必要と思われるものから選定すること

としている。

続いて、令和5年度の外部評価の対象事務事業（案）について説明する。

対象事務事業については、先に説明した選定基準（案）に該当するものから選定し、合計18件を提案している。

なお、参考資料として、直近3回分の行政評価を実施した事務事業等の一覧を会議次第の15ページから17ページに渡りまとめている。また、今年度の実施スケジュールを会議次第の18ページに記載しているのでそれぞれ参照されたい。

それでは、候補となる事務事業等について、「資料1 行政評価調書」に基づき順次説明する。

No.1 「職員自主研究グループ補助事業」

所管課は、職員課である。

本事業は、職員の自己啓発意欲の向上を図ることを目的として、自主的な調査研究活動に係る費用の一部を対象に補助金を交付するものであるが、近年、補助の実績はなく、補助内容や周知方法等について検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.2 「消防団員厚生事業交付金交付事業」

所管課は、防災安全課である。

本事業は、消防団員の相互の親睦を図るため、消防団員互助会が行う厚生事業に対して交付金を交付するものであるが、事業の実施効果や補助内容などを改めて検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.3 「姉妹都市宿泊施設利用者補助事業」

所管課は、市民課である。

本事業は、本市と栄村が姉妹都市として連携を深めていくことを目的として、市民が栄村の宿泊施設に宿泊する際の費用の一部を補助するものであるが、事業の実施効果や補助内容などを改めて検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.4 「国際交流推進事業」

所管課は、協働推進課である。

本事業は、国際化社会への対応と国際理解の推進のため、国際交流事業を推進するものであるが、これまでの実績を踏まえた上で、事業の有効性や効率性を改めて検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.5 「協働事業提案制度」

所管課は、協働推進課である。

本事業は、市民との協働によるまちづくりを推進するため、市民活動団体から事業の提案を募集し、採択された事業に補助金を交付するもの

であるが、制度開始から10年が経過し、これまでの実績を踏まえた上で、事業の有効性や効率性を改めて検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.6 「地域連携推進事業」

所管課は、協働推進課である。

本事業は、地域課題の解決に努め、市民サービスを効果的に提供するため、様々な分野において大学や企業等との連携を推進するものであるが、これまでの実績を踏まえた上で、事業の有効性や効率性を改めて検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.7 「武蔵村山地域ブランド創造活動事業」

所管課は、産業観光課である。

本事業は、本市の活性化と魅力の向上を図るため、市内の魅力ある商品等を地域ブランドとして認証し、広く他の地域に発信するものであるが、これまでの実績を踏まえた上で、事業の有効性や効率性を改めて検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.8 「武蔵村山観光まちづくり協会助成事業」

所管課は、産業観光課である。

本事業は、観光まちづくり協会の運営に当たり必要な経費を交付することにより、協会の充実を図り、地域の観光資源の活用の推進に資することを目的とするものであるが、同協会の設立から3年が経過し、事業の実施効果や補助内容などを改めて検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.9 「民間遊び場対策事業補助事業（遊び場用地の改善整備事業補助）」

所管課は、環境課である。

本事業は、児童の遊び場施設を確保することを目的とし、市内の自治会が行う遊び場施設の設置及び改善に関する事業に対し補助金を交付するものであるが、近年、補助の実績はなく、補助内容や周知方法等について検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.10 「生活困窮者及び被保護者就労準備支援等事業」

所管課は、福祉総務課及び生活福祉課である。

こちらは、二つの課で所管する事業となっていることから、調書についてもそれぞれの課で作成しており、11ページが福祉総務課、12ページが生活福祉課のものである。

本事業は、生活困窮者及び被保護者が、就労のための基礎能力を身に付け、安定的に就労することにより自立を図ることを目的とするものであるが、事業開始から5年以上が経過しており、有効性や効率性を改めて検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.11 「認知症施策推進事業」

所管課は、高齢福祉課である。

本事業は、認知症やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域での支え合いの体制づくりを進めるため、認知症関連施策を推進するものであるが、これまでの実績を踏まえた上で、事業の有効性や効率性を改めて検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.1 2 「歯周疾患検診事業」

所管課は、健康推進課である。

本事業は、歯周病の予防と早期発見を推進し、高齢期において健康で快適な生活が送れるように支援するものであるが、これまでの実績を踏まえた上で、事業の有効性や効率性を改めて検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.1 3 「公的病院等運営費補助事業」

所管課は、健康推進課である。

本事業は、救急医療を実施している公的病院等に対して、運営費の一部を補助することにより、救急医療の確保及び地域医療の充実を図るものであるが、補助要件や補助額等の補助内容を改めて検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.1 4 「「モノレールを呼ぼう！市民の会」 交付金交付事業」

所管課は、交通企画・モノレール推進課である。

本事業は、市民等が主体となって行うモノレール促進活動の充実を図り、もって多摩都市モノレールの市内延伸の早期実現に資することを目的として、市民の会の活動経費の一部に対し交付金を交付するものであるが、事業の実施効果や補助内容などを改めて検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.1 5 「登下校路防犯カメラ設置事業」

所管課は、教育総務課である。

本事業は、児童の安全確保の強化を図るため、通学路に防犯カメラを設置するものであるが、これまでの実績を踏まえた上で、事業の有効性や効率性を改めて検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.1 6 「ICT教育支援員派遣事業」

所管課は、教育総務課である。

本事業は、教員のICT活用指導力の向上に資することを目的とし、各小・中学校にICT教育支援員を派遣するものであるが、これまでの実績を踏まえた上で、事業の有効性や効率性を改めて検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.1 7 「市立小・中学校健全育成推進奨励費補助事業」

所管課は、教育指導課である。

本事業は、各小・中学校において児童・生徒の健全な育成を図ることを目的として実施する事業に対し、補助金を交付するものであり、これ

までの実績を踏まえた上で、事業の有効性や効率性を改めて検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.18 「総合型地域スポーツクラブ支援事業」

所管課は、スポーツ振興課である。

本事業は、総合型地域スポーツクラブの設立促進などを図り、スポーツ振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的として、団体が行う活動に対し補助金を交付するものであるが、これまでの実績を踏まえた上で、事業の有効性や効率性を改めて検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

以上が外部評価対象事務事業の内容とその提案理由であるので、御審議いただきたい。

【質疑・意見等】

- 昨年度はどのような選定基準だったのか。
- 昨年度の選定基準は、(1)所管課による内部評価において、今後の方向性が「拡充」又は「縮小・見直し」となっており、見直しの必要があると思われるもの、(2)現状の実績や課題を踏まえて、目的や効果の検証が必要と思われるもの、(3)所管課において行政評価委員会による外部評価を希望するものとしていた。
この基準のうちいずれかに該当するものから選定し、各所管による内部評価における現状の課題や今後の方針などから見直しが必要であると思われるものや、これまでに外部評価を行っていないものについて可能な限り各所管の偏りがないよう提案していた。
- なぜ選定基準を変更したのか。
- 同じ選定基準を用いると、選定される事務事業が偏ることや、選定数が減少することから、今年度の選定基準（案）に変更した。
- 今後も変更していくのか。
- 選定に当たっての課題や、行政評価会議や行政評価委員会からの意見などを踏まえて、状況に応じて検討を重ねて選定基準を決定したいと考えている。
- 選定基準によってはそもそも外部評価対象として選定されない事務事業があると思われる。
- 実施計画に登載された事務事業の中には一部行政評価に馴染まないようなものが含まれていることは認識している。昨年度に制度の抜本的な見直しを図り、新制度を実施しながら検証中であるため、今後も課題を抽出しより良い実施方法等について検討を進めていきたいと考えている。
- 今回の選定基準（案）を満たす事務事業は全体でいくつあるのか。
- 選定基準（案）のうち、(1)行政評価会議による二次評価を実施していないものが123件、(2)行政評価委員会による意見聴取や外部評価を実施していないものが145件、(3)行政評価を実施して3年以上経過しているものが34件となっている。なお、重複する件数は集計していない。
また、事務局案として提案した18件については、(1)に該当するもの

が9件、(2)に該当するものが7件、(3)に該当するものが9件となっている。このうち(2)に該当する7件全てが(3)にも該当し、(3)に該当する9件のうち7件が(2)にも該当している。

- 提案された18件は、これまでの実績を踏まえて、事業の有効性や効率性を検証する必要性が高い事業と考えてよいか。
- そのとおりである。今回の提案に当たり、実施計画を所管する当課企画政策係や予算を所管する財政課財政・検査係にも意見を伺っている。
- 所管課から行政評価委員会による外部評価を実施したいという希望はあったのか。
- 例年、外部評価の実施を希望する事務事業の有無を所管課に確認しているが、希望はない。
- 提案された18件のうち、協働推進部の所管する事務事業が、協働推進課と産業観光課で合わせて5件選定されている。全体の28%の割合を占めており、選定に偏りがあると思われる。
- 事務局においては、まず、事務事業の概要を捉えた上で、先ほど説明した基準に該当し、かつ、現状の実績や課題を踏まえて、市民目線で事業の有効性や効率性などを検証し総合的に意見をいただくことが望ましいと思われるものを選定し、提案させていただいた。
ただし、構成員の皆様の意見により対象から除くことは可能である。
- 実施計画に登載された事務事業全てを評価対象とするのは、所管課の負担が大きく非効率的である。外部評価の対象事務事業のみ評価調書を作成するなど、効率的な事務の進め方を考えるべきではないか。
- 今後、検討を進めたいと考えている。
- 市民目線で目的や効果の検証が必要と思われるものを事務局で選定しており、諸般の事情により内部評価のみに留める明確な理由がないのであれば外部評価の対象として選定してもよいのではないか。
- 事業の実施に当たり税金を投入していることから、常に検証することは必要であり、行政評価制度を通じて内部評価を実施することにより、改めて事業の振り返りを行うことは重要であると言える。
- 例えばプロポーザル方式のように評価項目ごとに基準を設定し、それに基づく採点ができれば外部評価の優先順位が明確になるものの、実際に運用するのは厳しいと思われる。
- 選定が恣意的なものになるのはやむを得ないと思料する。また、採点し高得点となった事業から順に選定する場合や、可能な限り所管部署の偏りをなくすよう考慮して選定する場合であっても、ある程度の偏りは生じるものと思料する。
- 所管する事業の性質から、協働推進部や健康福祉部、教育部などに偏りが生じるのは致し方ないと思われる。
- 制度の見直し前は、各所管部から少なくとも1件は評価対象とする事務事業を提案していたこともあったが、提案件数が減少するなどの課題があった。それを踏まえれば、事務局案として提案された18件に基づいて追加や削除を行うのがよいと思料する。
- No.3「姉妹都市宿泊施設利用者補助事業」について、新型コロナウイルス感染症の影響により、近年は宿泊施設の助成制度を利用する市民は少なく、有効性や効率性の判断が困難であると思料する。

- No.4「国際交流推進事業」についても同様のことが言える。
 本事業は、横田基地内で高校生を対象に英語体験ツアーを実施するものであったが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度及び令和3年度は未実施となった。令和4年度に、英語体験学習施設で英語学習を実施する事業内容に変更したばかりであり実績が乏しい。
 外部評価を実施するに当たり、近年の実績がないにもかかわらず事業の有効性や効率性についてきちんと評価できるのかという懸念がある。
- 大半の事業が新型コロナウイルス感染症の影響を受けていた。諸般の事情を含め、所管課から事業の現状の課題や今後の方向性について説明すれば、令和2年度や令和3年度に実績がなくとも不適切な評価となることは考えにくい。
- No.5「協働事業提案制度」について、本市及び市民団体の本制度に関する認識に乖離が見られるなどの課題があることから見直しを図ることとしており、既に理事者への事務協議を終え、所管課で検討を進めている。
 今後は、市民協働等に携わる専門家で組織する「市民協働推進会議」において見直しに向けた協議を進めることとしているため、審議した結果が外部評価に合致したものにならなかった場合は、事業運営が難しくなるという懸念があり、所管課としては対応に苦慮すると思料する。
 外部評価を実施するのであれば、制度の見直し後の実績を踏まえて評価してもらいたい。
- 様々な視点から意見をいただけることを考えれば、外部評価の対象としてもよいと思われる。
- 本事業については、「市民協働推進会議」において見直しを進めるという市の方針が確立されており、その複数回に渡る会議の中でより入念に事業の実施効果等を検証する方が望ましいと思料する。
- 選定基準（案）を見直すのであれば、教育委員会など他の行政委員会において見直し等の検討を進めている事業は行政評価の対象外とすることも検討してほしい。
- No.6「地域連携推進事業」及びNo.7「武蔵村山地域ブランド創造活動事業」について、所管部としてもこれまでの事業の実施効果を踏まえて様々な視点から検証したいと考えており、行政評価委員会からの意見をいただきたい。
- No.8「武蔵村山観光まちづくり協会助成事業」について、当協会は令和2年度に設立されたばかりで、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、事業の実施に当たり主体的な運営を行うのは困難であり、事業の成果として評価できる部分が乏しいことが懸念される。
- 対象事務事業は、行政評価委員会の開催回数や日程に鑑みて18件としたのか。
- そのとおりである。行政評価の結果を当初予算に反映させるため、時期を早めて実施していることもあり、一つの事務事業に対する審議時間に限りがあることから、会議の開催回数も限られてしまう。昨年度の実績を踏まえると、1回の委員会に3事業が限度ではないかと考えている。
- 企画財政部や子ども家庭部などは事務事業が選定されていない。

- 企画財政部は、他の所管部と比べて実施計画に登載された事務事業数が少ない。子ども家庭部は、事務局による検討の中で「妊婦健診審査事業」や「休日保育事業」、「保育従事職員宿舍借上支援事業」が候補として挙がっていた。
- 実施計画は、長期総合計画の施策体系に基づき策定されているため、例えば、その体系別に各所管の偏りがないう事務事業を選定するという方法もあると思料する。そのような視点はなかったのか。
- そのような視点では選定していないが、施策体系別の選定状況を見ると、第六章を除き第一章から第五章までの事業は少なくともそれぞれ1件は選定されている。第六章は主に行政運営や財政運営であり、そもそも事業数が少ない。
- 企画財政部と子ども家庭部からそれぞれ1事業を選定するということは可能か。
- 企画財政部については精査すれば可能である。
- 子ども家庭部で所管する事業のうち、事務局が候補に挙げていた「保育従事職員宿舍借上支援事業」を外部評価対象としてもよいと考えている。
- 本会議での審議だけでなく、所管部で改めて精査し、見直しの必要性が高い事業を選定した方がいいのではないか。
- 再度会議の場を設けることは可能なのか。
- 今後の実施スケジュールを考慮すると、日程調整は困難であり、本日決定をいただきたい。
- 評価調書は既に提出済であり、所管部で再精査するだけなら時間は掛からない。
- 行政評価委員会の委員から外部評価の対象としたい旨の希望があれば他の事業も対象となり得るのか。
- 実施スケジュールの都合もあるが、委員から要望があれば対応することも考えている。
- これまでの構成員の話を知っている限りでは、No.5「協働事業提案制度」及びNo.8「武蔵村山観光まちづくり協会助成事業」を除く事務事業について、外部評価を実施することに異論はないと思料する。
- 外部評価の対象事務事業の選定については、事務局から提示された対象事務事業（案）から一部の事務事業を修正して決定してよろしいか。
- 異議なし。
- 外部評価の対象事務事業については、事務局案を一部修正し、協働推進課が所管するNo.5「協働事業提案制度」及び産業観光課が所管するNo.8「武蔵村山観光まちづくり協会助成事業」の2事業を除外し、新たに企画財政部及び子ども家庭部から各1事業を加えて、18件を選定する。
なお、新たに選定する事務事業の決定については副市長に一任することとする。

議題2 行政評価の結果等を踏まえた事務事業等の見直し状況について

- 初めに、行政評価の結果等を踏まえた事務事業等の見直し状況について

ては、これまで毎年7月頃に調査を実施し、その把握に努めてきた。

また、当該調査の結果については、財政課や当課企画政策係に共有することにより、調査実施の翌年度の当初予算や実施計画の査定等への活用を図ってきたところである。

こうした中、昨年度の行政評価委員会の会議において、委員から、「改善を求めた意見がどの程度事業に反映されたかという結果が分かることが望ましい。行政の内部だけでは提案しにくい意見を市民の視点で意見しているため、市政運営に資するものになっているのかが目に見えるといい。」といった意見があった。

この意見を受けて、今年度から、行政評価の見直し状況について、一定の結論を得たものを行政評価委員会に報告することとしたため、行政評価会議において承認いただきたいと考えている。

まず、今年5月に実施した合計24件の事務事業等に係る行政評価見直し状況調査結果を取りまとめた。「見直し状況」については四つに区分しており、区分ごとの件数は、「未着手」が2件、「検討中」が15件、「見直し済み」が5件、「見直し不可と判断」が2件となっている。

本日は、この中から、「見直し状況」を「見直し済み」及び「見直し不可と判断」としている7件の事務事業等の見直し状況について説明する。

続いて、「資料2 令和5年度行政評価見直し状況」についてである。

1ページは、各所管課の事務事業ごとに見直し状況などをまとめた表であり、表の中央から左側の欄には事務事業等の名称や所管課、評価結果等を記載し、中央から右側の欄には所管課の調査の回答及び所管課へ個別に事情聴取した内容に基づく「見直し状況」と「今後の予定」について記載している。

なお、「事務事業等名称」の下に、評価実施年度を括弧書きで記載し、また、令和4年度に行政評価制度を大きく見直しているため、「評価結果等」の欄のうち、令和3年度以前に実施した評価については「一次評価」、「二次評価」及び「行政評価委員会からの意見」と、令和4年度に実施した評価については「内部評価」、「外部評価」及び「総合評価」としているのを御理解いただきたい。

それでは、各事務事業等の見直し状況について順次説明する。

No.2 「消防団準中型・中型免許取得補助事業」

所管課は防災安全課である。

本事業は、各消防団に配備されている車両を運転できる資格を有していない消防団員に対し、準中型及び中型自動車の運転資格の取得費用を補助するものである。

行政評価委員会からは、「積極的な周知に努めるとともに、取得を希望する団員に対して速やかに対応することにより、資格取得者の増加を図ることが望ましい」旨の意見があった。

所管課では、消防団の分団長会議において制度の周知を図り、実際に4人の団員からの申請を受け付けたため、見直し状況を「見直し済み」としており、今後も継続的な周知を図り、希望があった団員に対しては

速やかに対応することに努めていくとしている。

No.7 「シルバー人材センター事業補助金」

所管課は福祉総務課である。

本事業は、シルバー人材センターの円滑な運営を図るため、同センターに補助金を交付するものであり、行政評価委員会からは、「同センターの事務管理の手順、方法等を明確にし、内部統制の強化や、事業運営の公平性・透明性の確保を求めたい」旨の意見があった。

所管課では、シルバー人材センターへの補助金の在り方を検討し、財政負担の軽減及び法人運営の自立化を図るため、補助対象経費の見直しが適当であると結論付け、それを令和5年度の予算に反映したことから、見直し状況を「見直し済み」としており、今後は補助金等交付基準に基づき、3年ごとに見直しを検討する予定としている。

No.13 「心身障害者（児）団体補助金」

所管課は障害福祉課である。

本補助金は、市内の心身障害者団体に対し運営等に要する費用の一部を補助するものであり、行政評価委員会からは、「補助金の在り方について積極的な見直しを行うことが肝要である。また、団体活動を積極的に支援するため、交付用件の緩和を求めたい」旨の意見があった。

所管課において、補助要件の緩和について検討したところ、効果が限定的であることから見送ることとした一方、幅広い団体を支援するため、新たに発達障害者（児）を交付対象に加え、実際に新規団体の申請を受け付けたため、見直し状況を「見直し済み」としており、今後も各団体の活動状況等の聞き取りに努め、必要に応じて予算に反映させていくとしている。

No.16 「保育コンシェルジュ事業」

所管課は子ども青少年課である。

本事業は、子育て家庭の個別ニーズを把握し、適切な教育・保育施設及び子育て支援事業等の利用に当たり、情報提供や相談などを行う保育コンシェルジュを設置する事業である。

行政評価委員会からは、「専門性を有する人材の確保や育成に努めるとともに、関係機関への引継ぎが適切に行われているかを検証し、相談の質を担保しながら工夫改善を図り、より効果的な事業に発展させていくことを求めたい」旨の意見があった。

所管課では、保育コンシェルジュが研修を受講していることや、子ども家庭支援センターとの連携体制を構築していること、相談内容や解決に至った経緯をシステムに詳細に記録していることから、委員会から求められていることは実施しているところであり、これ以上の見直しは困難であることから、見直し状況を「見直し不可と判断」としている。また、今後もきめ細かな子育て支援を行うため、保育コンシェルジュ業務を遂行していくとしている。

No.17 「子どもショートステイ事業」

所管課は子ども子育て支援課である。

本事業は、保護者が家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、緊急一時的に当該児童を保護するものである。

行政評価委員会からは、「真に事業を必要とする家庭への適切な支援につなげるため、利用条件をより明確にするなど、更に事業を利用しやすくなるよう工夫改善を図り、安心して子育てできる環境づくりに寄与していくことを期待したい」旨の意見があった。

所管課では、真に支援を必要とする家庭に対して、本事業を適切につなげるため、子ども家庭支援センターの相談員に対し事業内容、利用条件等を適宜指導するとともに、電子申請サービスによる申請を可能としたため、見直し状況を「見直し済み」としており、今後は、電子申請サービスをL o g oフォームに移行するとともに、支援員に対する指導を継続するとしている。

No.21 「社会教育関係団体補助金（文化協会）」

所管課は文化振興課である。

本事業は、市民文化の向上を図るため、文化協会が行う市民文化祭及び社会教育活動に対し、補助金を交付するものである。

行政評価委員会からは、「文化協会の意義や役割、市が関与すべき範囲等を整理することが先決であり、その上で補助金の在り方を考えていく必要がある」旨の意見があった。

所管課では、文化協会の加盟団体数の減少や高齢化により人材の確保が急務となっている現状に鑑みて、現段階で補助金の見直しを行うことは、文化協会及び加盟団体の存続に関わりかねないと判断し、見直しを見送ることとしたことから、見直し状況を「見直し不可と判断」としており、今後は、各加盟団体の会員増に向けてより一層、市との連携を強化していくとともに、文化協会の組織としての意義や役割について、再度確認し市が関与すべき範囲等について整理を行っていくとしている。

No.22 「地域未来塾事業」

所管課は文化振興課である。

本事業は、学習習慣が十分に身に付いていない児童・生徒を対象に、地域住民等の協力を得て、学習支援を実施し、学習習慣の確立や基礎学力の定着等を図るものである。

行政評価委員会からは、「より効果的な運営を行うため、各学校の実績を分析した上で、最も効果的な実施方法を共有し、人材募集や参加者の選出方法等に反映させるなどの見直しを行っていくことが望ましい」旨の意見があったところである。

所管課では、令和4年度から、学習支援員の募集に関して市報及び市ホームページに掲載を開始し、応募があった際には希望校にあっせんし、また、各小・中学校に対し調査を実施し、その取りまとめ結果を各校に配布することにより、各校の実情に応じて他校の実施方法等を取り入れることができるようになってきていることから、見直し状況を「見直し済み」としている。

以上が行政評価の結果等を踏まえた事務事業等の見直し状況結果であるので、御審議いただきたい。

【質疑・意見等】

- 資料の表記について伺いたい。No.1 6「保育コンシェルジュ事業」とNo.2 1「社会教育関係団体補助金（文化協会）」の二つの事務事業の見直し状況について、「見直し不可と判断」という表現は不適切であり、別の表現に改めるなどの修正が必要だと思料する。
- 御指摘については、事務局においても適切でないと考えていたところであり、行政評価委員会に対しては表現を修正した上で内容を諮らうと考えている。
あくまで、事務局で見直し状況の区分を明確に判断するためのものであると御理解いただきたい。
- No.1 3「心身障害者（児）団体補助金」について、行政評価委員会からは「団体活動を積極的に支援するため、交付用件の緩和を求めたい」とあるが、効果が限定的として補助要件の緩和を見送っている。補助金の在り方について積極的な見直しを実施していない理由が不足している。
- No.1 6「保育コンシェルジュ事業」について、行政評価委員会からは「利用者アンケート調査の実施等により関係機関への引継ぎが適切に行われているかを検証し」とあるが、きちんと検証したのか、もしくは検証しなくても適切に引継ぎが行われていると判断した理由は何か。
- 引継ぎを行う関係機関となるのは、幼稚園や保育園以外には子ども家庭支援センターがあり、実際に引継ぎを行えばシステムに経過が記録されて職員が閲覧できることから、利用者アンケートを実施しなくても適切に引継ぎが行えているものと判断したと思料する。
- 行政評価委員会による外部評価の結果を踏まえて見直しを行ったと思われるが、利用者アンケートを実施しなくても十分に効果を得られているとした理由が明記されていないので伝わりにくい。
- 行政評価委員会の委員から事業の見直し等を求める意見を受けたにもかかわらず、現状を踏まえて見直しを行わないと判断した理由が明記されておらず、同委員会の意見を無視しているように捉えられ、委員に誤解を与える可能性を懸念する。
- 所管課へ再度確認して理由を明記する。
- 行政評価委員会の委員からの意見を踏まえた見直しが実施されているか、内容を全体的に精査し所管課と調整した上で修正したいと考えている。
- また、No.2 1「社会教育関係団体補助金（文化協会）」について、所管課は文化協会及び加盟団体の存続に関わりかねないことから、補助金の見直しを見送っている。そもそも行政評価委員会は「文化協会の意義や役割、市が関与すべき範囲等を整理することが先決である」としており、その整理をしているのかも読み取れない。
- 文化協会及び加盟団体の存続に関わりかねないとのことだが、市民の社会学習や生涯学習を担う団体を育成・支援する必要性がある旨を含めて協会の意義や役割を記載した内容にすべきである。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同じくNo.2 2「地域未来塾事業」について、行政評価委員会からの「各学校の実績を分析した上で、最も効果的な実施方法を共有し、人材募集や参加者の選出方法等に反映させる」とあるが、資料からはきちんと分析したのか読み取れない。 ○ 教員の熱意や学習支援員となる人材について学校間で差があったと認識している。学校ごとに実情が異なるため、実績を分析しても各学校の取組を統一的に取り入れるのは困難と判断したのではないか。 ○ 行政評価委員会の委員の意見や外部評価の結果は尊重されるべきである。しかし、所管課で対応することが困難な場合もあるため、最終的には諸般の事情により見直しを実施できないということはあると考えている。 市民の視点に立った外部評価の結果を尊重して、事業の振り返りを実施することに意義があると考えている。 ○ 今回の見直し状況を報告するのであれば、各所管にきちんと確認して内容を再精査することが望ましい。行政評価委員会からの意見を踏まえて、各所管における検証結果や見直し内容がきちんと伝わるような記載とするべきである。 ○ 行政評価の結果等を踏まえた事務事業等の見直し状況については、事務局から提示された7事業を承認し、行政評価委員会に報告するとして決定してよろしいか。 ○ 異議なし。 ○ 行政評価の結果等を踏まえた事務事業等の見直し状況について、7事業を行政評価委員会に報告する。 <p>議題3 その他</p> <p>【質疑・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特になし。
--	--

庶務担当課	企画財政部 企画政策課（内線：374）
-------	---------------------

資料5

○武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針

(平成19年6月11日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この指針は、武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成18年10月11日市長決裁。以下「設置運営指針」という。）第11条第2項及び第13条第2項の規定に基づき、武蔵村山市における附属機関等の会議（以下「会議」という。）及び会議録の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この指針において使用する用語は、設置運営指針において使用する用語の例による。

(会議の公開の可否)

第3条 会議の公開の可否は、附属機関等の長（以下「議長」という。）が会議に諮って決定する。

(会議の非公開)

第4条 前条の規定により会議を公開することと決定した場合であっても、非公開情報（設置運営指針第11条第1項ただし書に規定する場合に該当する情報をいう。以下同じ。）を審議する会議は、公開しない。

2 一の会議で、非公開情報と非公開情報以外の情報を審議するときは、非公開情報以外の情報の審議に限り公開するものとする。

3 前2項の場合において、一の情報を非公開情報として取り扱うことの可否は、議長があらかじめ会議の庶務を処理する課又はこれに相当する組織の長（以下「庶務担当課長」という。）と協議して決定するものとする。

4 議長は、前項の規定により一の情報を非公開情報として取り扱うことと決定したときは、当該決定に係る非公開情報を審議する会議において、庶務担当課長をして当該情報を非公開情報として取り扱う理由を説明させ、当該決定について当該附属機関等の委員の承認を受けるものとする。

(会議の公開の方法)

第5条 会議の公開は、これを傍聴させることにより行う。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始時間の10分前までに、附属機関等の会議の傍聴申込書（第1号様式）により議長の許可を受けなければならない。

3 議長は、会議を傍聴しようとする者が武蔵村山市議会傍聴規則（昭和55年武蔵村山市議会規則第2号。以下「市議会傍聴規則」という。）第6条各号のいずれかに該当するときを除き、前項の許可をしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、議長は、会議を開催する場所の収容能力を超える傍聴の申込みがあったときは、当該収容能力を超える申込みについて、同項の許可をしないことができる。

5 前項の場合における第2項の許可は、原則として申込みの順序によるものとする。

(会議次第の配布等)

第6条 議長は、会議の傍聴の許可を受けた者（以下「傍聴者」という。）に会議の議題を記載した会議次第を配布する。

2 傍聴席は、原則として椅子のみとする。

(傍聴者の遵守事項等)

第7条 傍聴者は、市議会傍聴規則第7条に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 傍聴者は、議長が会議に諮って許可した場合を除き、写真、映像等を撮影し、又は録音してはならない。

3 議長及び庶務担当課長は、前2項の規定に違反する傍聴者があるときは、必要な指示をするものとする。

4 議長は、前項の指示に従わない傍聴者があるときは、これを退席させることができる。

(会議公開運営要領の制定)

第8条 議長は、第3条の規定により会議を公開することと決定したときは、会議に諮って会議の公開に関する運営要領を定めるものとする。

2 前項の運営要領は、第2号様式に準じて定めるものとする。

(会議開催情報の公表の方法)

第9条 設置運営指針第12条の規定により会議の開催日時、開催場所、議題等を公表するときは、庶務担当課長は、会議の開催情報（第3号様式）を市政情報コーナーに備えるとともに、その概要を市ホームページに掲載するものとする。

2 前項の規定による会議の開催情報の公表は、会議の開催日の1週間前までに行わなければならない。ただし、緊急に会議を開催するときは、この限りでない。

3 第4条第1項又は第2項の規定により、会議を非公開とし、又は会議の一部を公開するときは、庶務担当課長は、第1項の規定による公表に際し、その旨及びその理由を示すものとする。

(会議録の作成)

第10条 会議録の作成は、次に掲げるところによる。

(1) 第4号様式に準ずること。

(2) 審議経過がわかるように、主な意見等を簡潔に記載すること。

(3) 発言者の氏名（職名その他発言者を識別できる情報を含む。以下同じ。）は、記載しないこと。ただし、発言者の氏名を公にしても、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと認める場合であって、かつ、会議において承認を受けたときは、この限りでない。

(会議録の承認)

第11条 会議録は、当該会議録に係る会議の開催日以後1か月以内に、会議において承認を受けて確定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内に会議を開催する予定がないときその他同項の規定により難いときは、当該会議録に係る会議に出席した附属機関等の委員全員の承認を受けることにより、同項の承認に代えることができる。

(会議録等の公表)

第12条 会議を公開により開催したときは、当該会議の会議録の全文又は概要及び会議資料を市ホームページに掲載し、及び市政情報コーナーに備えるものとする。ただし、次に掲げる会議資料は、市ホームページに掲載しないことができる。

- (1) 電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作成していないものその他市の使用に係る電子計算機に記録されていないもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市ホームページに掲載しないことに合理的な理由があるもの

2 非公開により開催された会議の会議録の公開の手続は、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）第2章第1節に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、平成19年7月1日から施行する。

(審議会等の会議の公開に関する基本方針等の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 審議会等の会議の公開に関する基本方針（平成10年10月6日市長決裁）
 - (2) 審議会等の会議の公開に関する実施指針（平成11年1月12日市長決裁）
 - (3) 審議会等の会議の公開に関する実施指針の運用方針（平成11年1月12日市長決裁）
- (経過措置)

3 この指針の施行の際、現にこの指針による廃止前の審議会等の会議の公開に関する実施指針の運用方針第4項の規定に基づいて制定された審議会等の会議の公開に関する運営要領は、第8条第1項の規定に基づいて制定されたものとみなす。

附 則（平成20年4月9日市長決裁）

第1条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針第13条の規定並びに第2条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第12条第1項及び第2項の規定は、この指針の施行の日以後に作成する会議録から適用する。

様式 一略一

(参考 1)

○武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針 - 抄 -

(会議の公開)

第 1 1 条 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は、公開する。ただし、武蔵村山市情報公開条例（平成 1 8 年武蔵村山市条例第 2 0 号）第 8 条各号のいずれかに該当する情報を取り扱うとき、又は会議を公開することで公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、会議を公開しないことができる。

2 会議の公開に関する手続は、市長が別に定める。

(会議開催情報の公表)

第 1 2 条 会議が開催されるときは、市長等は、あらかじめ、市政情報コーナー、市のホームページ等で会議の開催日時、開催場所、議題等を公表するものとする。

(会議録等の公表)

第 1 3 条 会議が公開により開催されたときは、市長等は、その会議録（以下「会議録」という。）の全文又は概要及び会議資料（審議に必要な資料として配付するものをいう。以下同じ。）を公表するものとする。

2 会議録の作成、公表等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(参考 2)

○武蔵村山市議会傍聴規則 - 抄 -

(傍聴できない者)

第 6 条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線、マイクの類を携帯している者
- (5) 笛、ラツパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に定めるもののほか議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第 7 条 傍聴人は、傍聴席においては次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- (2) 特別な場合を除くほか、帽子、えり巻などを着用しないこと。
- (3) 飲食や喫煙をしないこと。
- (4) 会議における討論などに対して、賛否を表明したり拍手をしないこと。
- (5) 私語、談笑などを慎むこと。
- (6) 決められた出入口以外からは、出入りしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。

資料6

○武蔵村山市行政評価委員会の会議の公開に関する運営要領

〔平成30年12月20日〕
委員会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成19年6月11日市長決裁。以下「会議公開指針」という。）第8条第2項の規定に基づき、武蔵村山市行政評価委員会の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、非公開情報に係る審議を除き、公開する。

(非公開情報の承認)

第3条 委員長は、会議公開指針第4条第3項の規定により非公開情報として取り扱うことと決定したものがあるときは、会議の開会前に、庶務担当課長にその理由を説明させ、委員の承認を受けるものとする。

2 前項の承認は、出席委員の合議により行うものとし、合議が整わないときは、出席委員の過半数で決するものとする。

(会議の一部公開)

第4条 会議の一部を公開するときは、まず非公開情報以外の情報に係る審議を行い、当該審議の終了後、傍聴者を退席させた上で非公開情報に係る審議を行うものとする。

(傍聴の許可)

第5条 委員長は、会議の開会前に、会議公開指針第5条第2項の規定による許可を行うものとする。

2 委員長が前項の許可をしたときは、庶務担当課長は、会議においてその旨を報告するものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(参考) 会議録等の公表

行政評価委員会の会議録（要旨）及び会議資料については、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第12条第1項の規定に基づき、市ホームページ及び市政情報コーナーにおいて公表する。